

白山市監査公表 第6号

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表します。

平成17年8月30日

白山市監査委員 丹 保 昭

同 石 田 正 昭

住民監査請求に係る監査結果

（平成17年7月7日請求）

《呉竹文庫夏季展「加賀の三羽鳥」開催について》

目 次

白山市監査公表 第6号

第1 請求人

第2 請求の受理

第3 監査の実施

1 請求の趣旨

2 請求人の陳述

3 監査対象部局

4 事情聴取

第4 監査の結果

第5 理 由

1 事実の認定

2 判 断

3 結 論

4 暫定的停止勧告

記

第1 請求人

1名（氏名は省略）

第2 請求の受理

平成17年7月7日付けで提出のあった本件措置請求については、平成17年7月11日受理した。

第3 監査の実施

1 請求の趣旨

監査請求事項は、措置請求書の記載及び請求人の陳述からその要旨は、次のとおりである。

- (1) 財団法人呉竹文庫主催で、平成17年6月2日より8月21日まで夏季展「加賀の三羽鳥」が開催されている。
- (2) その案内文には、『明治時代を代表する宗教家清沢満之を信奉する仲間と共に、共同生活場「浩々洞」にて、雑誌「精神界」を刊行し、近代的仏教信仰の確立を目指している暁烏敏をはじめ、この運動の加賀における代表的存在であった藤原鉄乗、高光大船の3人は、当時「加賀の三羽鳥」と呼ばれた。熊田源太郎は、暁烏敏と親交があり、三羽鳥といわれた人達の書籍や、「浩々洞」関係の人達の書籍を所蔵していた。今回、こうした書籍や雑誌、掛け軸などの展示を通して、仏教とりわけ真宗における自覚的信仰回復運動の姿を、感じとって頂ければ幸いです。』との趣旨の記載がある。
- (3) 本展覧会には「三羽鳥」といわれた人達の書による掛け軸をはじめ宗教哲学図書・雑誌等計37点の展示品がある。
- (4) 本展覧会には、約44万円の費用が予定されている。
 - ① 市広報「はくさん」への掲載費用 約9万円
 - ② 白山市から、財団法人呉竹文庫に対する補助金750万円からの支出として
ポスター等チラシ印刷費用、準備人件費等 約15万円
本展開催期間中人件費 20万円
- (5) 本展覧会は、浄土真宗東本願寺派の高僧である3人の宗教の軌跡や布教活動の

実績である仏教書、雑誌、書簡等展示物品 37 点を広報やポスター等で広くし市民に公知し、閲覧鑑賞させるものである。これは、白山市及び白山市教育委員会が特定の宗教である浄土真宗東本願寺派の布教活動に相当する宗教活動を行なったことになり、憲法第 20 条第 1, 3 項及び第 89 条に違反している。

- (6) よって、白山市長角光雄及び白山市教育委員長高橋敏男に対し、本件「加賀の三羽鳥」展主催の財団法人呉竹文庫に対しての補助金の内、本展覧会費用分約 35 万円の差し止め及び広報「はくさん」掲載費用約 9 万円の支出に対して損害賠償の措置を請求する。

(添付書類)

- ・ 市「広報はくさん」2005 年 5 月号 12～13 ページ写し
- ・ 『加賀の三羽鳥』展ポスター写真写し
- ・ 呉竹文庫作成の夏季展「加賀の三羽鳥」の展示内容及び、費用を示す文書並びに、趣旨説明のチラシ文章及び、展示場風景写真
- ・ 市「広報はくさん」の物品購入契約書等及び、支出負担行為併用兼支出命令伝票
- ・ 平成 17 年度予算に関する説明書

2 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定により、平成 17 年 7 月 27 日、陳述の機会を設け、請求人から請求書記載の補足陳述を受けた。

新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部局

教育委員会事務局本庁文化課

教育委員会事務局美川分室教育課

4 事情聴取

審査に当たり、関係部局から関係資料の提出を求め、また、平成 17 年 7 月 27 日に関係職員の事情聴取を行った。

その際、「白山市教育委員長に予算執行権限はない。呉竹文庫は郷土が誇れる先達である熊田源太郎が創設したものであり、財団法人の事業として、貴重な蔵書等を広く一般に公開することは、当時の社会情勢を知る上で大切な事業である。また、夏季展

「加賀の三羽鳥」は文化的な見地から文庫内で特別展示したものであり、特定の宗教を助長、援助、促進したものではないと考える。」との陳述があった。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求には、措置の必要は認めない。

第5 理由

1 事実の認定

(1) 夏季展「加賀の三羽鳥」の概要

ア 目的

郷土（旧美川町）の偉人であり、呉竹文庫の創設者である熊田源太郎は、当時、湊村の村長を勤めており、旧松任市出身の宗教学者暁烏敏らと親しい間柄であった。また呉竹文庫は、当時の私設図書館としては石川県内では非常に珍しく、かつ稀な存在であった。こうしたことから、暁烏敏も関係した「浩々洞」の人たちの書簡が少なからず所蔵されており、今回は「加賀の三羽鳥」といわれた暁烏敏、藤原鉄乗、高光大船をはじめ、「浩々洞」関係の人たちの著書や雑誌、掛け軸などを展示し、郷土の偉人の痕跡とその交友の広さを多くの市民に知ってもらうことを、主旨とする。

イ 開催

- ・ 期間 平成17年6月2日（木）～8月21日（日）
- ・ 会場 呉竹文庫（白山市湊町ヨ146番地）
- ・ 主催 財団法人 呉竹文庫

ウ 展示状況

- ・ 加賀の三羽鳥といわれた人達の手になる掛け軸 8点
- ・ 宗教関係図書 13点
- ・ 宗教関係雑誌 9点
- ・ その他（年賀状・書簡） 2点
- ・ その他（清澤満之年表） 1点

・ その他（写真）

4点

計 37点

エ 入場者数 334人

(2) 財団法人呉竹文庫

ア 目的及び事業

人格の修養・知能の啓発を図り温故知新の実を挙げ、社会文化の向上に資することを目的とする。目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 図書及び参考資料等を収集し、一般の閲覧を供する。
- ② 学生の向上心を高めるため、施設並びに図書資料の整備を図り、利用の便に供する。
- ③ その他法人の目的に添うべき講演会、展示会等の事業を行う。

イ 図書資料等の展示会

呉竹文庫所蔵の貴重な古文書等を、各種分野別に展示。

平成15年度 「明治を拓いた人たち」・「異国の風」・「湊村史料」各展他

平成16年度 「和装本国書」・「花だより」・「歌心」各展他

ウ 設置経過等

財団法人呉竹文庫は、大正11年2月に創立、平成2年より当時の美川町が運営等に対して、地方自治法第232条の2に基づき補助をしている公益法人である。

(3) 財団法人呉竹文庫に対する市補助金の支出

・ 平成17年度補助予定額750万円

4月・5月・9月・12月の4回に分けて交付。

【既交付分】	(支出負担行為日)	(支出命令日)	(支払日)
4月交付分	4月1日	4月13日	4月28日
〔50万円〕			
5月交付分	4月1日	4月26日	5月25日
〔300万円〕			

【今後交付予定分】

9月・12月において、各200万円

(4) 広報紙への掲載内容等

・ 内 容

白山市広報紙「広報はくさん」(以下「広報」という。)5月号(全28ページ)に呉竹文庫夏季展「加賀の三羽鳥」として、開催日時、開催会場、入場料、開催目的等を掲載。

・ ページ数

約2分の1ページ弱

・ 広報発行費用

年の当初に、物品購入に伴う指名競争入札実施。

仕様内容、発行回数12回、発行部数38,000部、規格は日本工業規格A4版基本24ページである。落札業者決定後に協議により、納入部数と契約部数の差を1部当たりの単価で調整し、決定する。

【ページ毎の単価表(消費税込み)】

〔項目〕	〔1部当たり単価〕	〔1回当たり金額〕
20ページ	24,780円	941,640円
22ページ	26,565円	1,009,470円
24ページ	27,825円	1,057,350円
26ページ	31,185円	1,185,030円
28ページ	33,180円	1,260,840円

なお、5月号の支出命令金額は、全28ページの38,000部で、1,260,840円(消費税込み)である。

(5) 教育委員長高橋敏男の予算執行権限

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第24条第1項の規定に基づき、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行権は、市長にある。

市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を委員会、若しくは執行機関の事務を補助する職員に委任することが出来るとなっており、市長事務の一部を白山市教育委員会に委任する規則(平成17年2月1日白山市規則第5号)により、教育委員会に配当された予算に基づき、予

算の執行をすることを委任している。

ただし、白山市事務決裁規程（平成17年2月1日訓令第2号）に定める助役専決事項以下のものとなっている。白山市事務決裁規程及び白山市財務規則（平成17年2月1日、規則第44号）においては、教育委員長の決裁権限の規定はない。

2 判断

(1) 夏季展「加賀の三羽鳥」について

ア 請求人は、第5-1-(1)で認定した夏季展「加賀の三羽鳥」（以下、「当展示会」という。）をもって、特定の宗教を助長、支援する宗教活動であり、それに対し補助することは、憲法第20条第1・3項及び第89条に違反すると主張する。

憲法の政教分離の原則に関する解釈は、数次の最高裁判所判決により確定されているところである。

すなわちその判旨は、次のとおりである。

① 憲法第20条第3項にいう「宗教的活動」とは、およそ国（地方公共団体を含む。以下同じ。）及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行事の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保という制度の根本的目的との関係で、相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうと解すべきである。

② そして、ある行為が上記にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。

③ 憲法第89条が禁止している公金支出行為等も、前述の政教分離原則の意

義に照らして、公金支出行為等における国家と宗教とのかかわり合いが前記の相当される程度を超えるものをいうと解するべきであり、これに該当するかどうかを検討するに当たっては、前記と同様の基準によって判断しなければならない。

憲法第20条第1項後段にいう「宗教団体」、同法第89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、宗教と何らかのかかわり合いのある行為を行っている組織ないし団体の全てを意味するものではなく、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指すものである。（昭和52年7月13日最高裁判所判決ほか）

イ 当展示会は第5-1-(1)で認定したとおり、郷土の偉人である熊田源太郎が創設した呉竹文庫が所蔵する数多くの古書・資料のうち、加賀の三羽鳥と称された著名な宗教家であり高僧であった暁鳥敏、藤原鉄乗、高光大船に関するものを展示し、広く市民に鑑賞、閲覧していただき、彼等の活動とその思想の一端に触れることにより、人格の修養と知識の向上を図ると共に、併せて郷土の先達の偉大さを再認識してもらうことを目的に、当文庫内において開催されたものである。

また、当文庫に所蔵する古書・資料における宗教関係以外の各種分野毎の展示会も過去において開催されていることは、第5-1-(2)-イの事実認定のとおりである。

ウ よって、当展示会は、その開催場所、その意図、目的及び宗教的意義の有無等から客観的に判断し、当文庫所蔵図書等を広く一般に公開する各分野毎の展示会の一貫として行われたものであり、特定の宗教を援助、助長、促進又は圧迫、干渉等を加えるものとは認められず、憲法第20条第3項、第89条にいう宗教的活動には当たらない。

(2) 財団法人呉竹文庫に対する市補助金について

ア 公益法人たる財団法人呉竹文庫の設立目的及び事業については、その所蔵する文化的遺産としての古書・資料等を広く一般市民の閲覧等に供し、人格の修養と知能の啓発を図ることを目的とすることは、第5-1-(2)-アの事実認定のとおりである。

イ 上記の公益目的及び事業を行うものに対し、地方自治法第232条の2に基づき、議会の議決を経て、公益上必要であると認めて支出し、又は支出を予定している本件補助金については、相当であると思料されるものである。

また、補助金の支出についても、白山市補助金交付規則（平成17年2月1日、規則第52号）に基づき、適正なる手続きによって行われており、何ら問題となるところはない。

(3) 白山市広報紙「広報はくさん」への掲載について

ア 白山市広報紙「広報はくさん」（以下、「市広報」という。）への掲載については、白山市広報紙発行規程（平成17年2月1日、告示第1号）や白山市広報紙掲載基準に基づき、その適否を判断しているところである。

イ 外部の団体（民法に規定する社団法人及び財団法人、学校法人、社会福祉法人、芸術・文化・福祉団体等）、個人などから市広報に掲載を依頼された場合、その掲載の適否については、当該事項の掲載が市民の福祉・文化の発展、市政の伸展等に寄与すると認めるときは、市民への周知を行っているものである。

ウ 財団法人呉竹文庫主催の当展示会の市広報への掲載内容については、第5-1-（4）のとおりである。

また、第5-2-（1）-ウの判断のとおり、当展示会は憲法第20条第3項、第89条にいう宗教的活動に当たらないものである。

上記基準に基づく市広報への掲載は、郷土の先達熊田源太郎のみならず、湊村の歴史や当時の文化的、社会的情勢を広く市民に知ってもらうものであり、何ら特定の宗教を宣伝流布し、助長、援助、促進するものではない。

エ なお、第5-1-（4）の5月号市広報発行費用における事実認定のとおり、掲載ページ数約2分の1ページ弱の当展示会の記事の有無によって、発行費に増減はない。よって、新たな財政的負担を伴うものではなく、請求人の主張する広報掲載費約9万円の損害賠償措置請求は、理由のないものである。

3 結論

よって、請求人の主張する、補助金の差し止め及び広報掲載費用の損害賠償措置請求は理由がない。

なお、第5-1-（5）の事実認定の通り、教育委員長高橋敏男には補助金交付決

定における決裁権限はなく、本件の措置請求対象者とはならないものである。

4 暫定的停止勧告

本件請求では、『当展示会の呉竹文庫に対しての補助金349,945円の差し止めを請求する。』としているので、監査の前に地方自治法第242条第3項の規定による暫定的停止勧告の適否の検討を行った。

その結果、当展示会へのかかわり合いが違法であると思料するに足りる相当な理由があるとはいえ、また本市に生ずる回復困難な損害を避けるための緊急の必要があるとは言えないと判断し、暫定的停止勧告を行わなかったことを付記する。